

## 第4章 合併協議項目の評価検証結果

本章では、合併時に取決めした合併協議項目及び事務事業の調整項目の中から、町民の暮らしに身近な項目について、合併後どのように対応したか調査し、これまでの経緯に対する評価と今後の課題や対応方針についてまとめた。

### 1 町議会議員の定数

合併時の調整方針	新町の議会議員の定数は、22人とする。
----------	---------------------

#### 【合併後の対応】

①平成18年12月22日、伊方町議会第7回定例会

平成21年4月の選挙から定数を18人に改正（△4人）

②平成23年12月16日、伊方町議会第27回定例会

平成25年4月の選挙から定数を16人に改正（△2人）

#### ◆議員定数の変化

旧町名	H14.4.1	H26.4.1	増減	増減率
伊方町	16	16	△26	△61.9%
瀬戸町	12			
三崎町	14			
計	42			

#### 【合併後の対応に対する評価】

・合併後の2回の見直しは、町議会における積極的な取り組みによるものであること、また自ら定数を6人削減したことは十分な成果である。

#### 【今後の課題と取り組み方針】

県下の他8町と比較すれば、今後、更なる削減を模索することも可能と考えられるが、これまでどおり町議会における積極的な取り組みにより、原子力発電所立地自治体としての特殊性も考慮したうえでの議論を重ねていただくことに期待する。

## 2 農業委員会委員の定数

合併時の調整方針	選挙による委員の定数は、14人とする。 旧町の範囲ごとに3つの選挙区を設ける。 (伊方5人、瀬戸4人、三崎5人)
----------	--

### 【合併後の対応】

①合併時の状況のまま現在に至っている。

### 【合併後の対応に対する評価】

農業委員の活動は、旧町単位で活発に展開されている。

### 【今後の課題と取り組み方針】

国において農業委員会改革として、①農業委員公選制を廃止し、市町村長の選任制へ移行 ②農業委員定数の削減 ③農地利用最適化推進委員の新設 を盛り込んだ法改正が予定されているため、国会での審議結果に基づき適切に対応するものとする。



### 3 地方税の取り扱い

合併時の調整方針	公益等の理由による課税免除について、合併後再調査を行い適正化を図る。
----------	------------------------------------

#### 【合併後の対応】

①合併時に調査を行い、社会福祉協議会が有する車両に係る軽自動車税の減免について差異が生じていたことから、規定の運用面で統一を図った。

#### 【合併後の対応に対する評価】

・旧町間の格差を是正し、減免規定の公平性を図った。

#### 【今後の課題と取り組み方針】

住民税と固定資産税の納期前納付に係る報奨金については、合併時に旧伊方町の例により統一を図り支給しているが、本町の報奨金については、他市町に比べて厚遇であり、現在、県下のほとんどの市町において廃止に至っている。

また、住民税にあつては、全県下で取り組んでいる特別徴収の完全実施を実現すると共に、税の公平性を図るため制度の廃止が求められているところである。

そのため、平成27年度において住民税の前納報奨金の廃止及び固定資産税の支給率の見直しを検討し、平成28年度からの施行を目指すこととする。



#### 4 一般職の身分の取り扱い

合併時の調整方針	一般職の職員数、職名、職階、給与について合併後調整し適正化を図る。
----------	-----------------------------------

##### 【合併後の対応】

- ①合併後5年毎の定員適正化計画を策定し、職員定数の削減に取り組んでいる。  
平成17年4月の職員数280人を平成22年3月末に234人に削減した。  
平成26年4月現在の職員数は計画222人に対し実績で216人（△6人）
  
- ②平成23年度の機構改革により、室を設置し課長補佐を室長に、係長を主任に職名変更して、係ごとの縦割りの職務分担から室内の事務の相互協力や補完といった機能を持たせることにより柔軟な対応を可能とした。

##### 【合併後の対応に対する評価】

職員定数の削減については、計画を上回る削減が図られた。  
職名や職階の見直しについては、現状においては大きな不都合もなく、予定通りの成果が得られている。

##### 【今後の課題と取り組み方針】

定員管理については、職員数の削減は目標に達したことから、多様化する住民ニーズへの対応や原子力発電所の立地自治体としての危機管理体制の確保充実等を視野に入れた定員管理に取り組むこととする。  
また、職員給与については、地域の実情に即した給与体系を構築する観点から、国家公務員給料表から愛媛県人事委員会が勧告する給料表への切り替えについて検討するものとする。

## 5 新町将来構想

合併時の調整方針	合併前の平成 16 年 9 月に新町建設計画を定めた。
----------	-----------------------------

### 【合併後の対応】

#### ①伊方町総合計画の策定

平成 18 年 12 月 18 日、伊方町議会第 7 回定例会において「伊方町総合計画基本構想」（平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間の計画）を決定した。

基本構想に基づく基本計画は、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間の計画として策定した。

平成 22 年 12 月、平成 23 年度から 27 年度の 5 年間の後期基本計画を策定した。

#### ②伊方町新町建設計画の見直し

新町建設計画を策定した際に、後期計画の主要事業、概算事業費、財政計画について適正な時期に見直しを行うこととしていたことから、平成 23 年 9 月 28 日の伊方町議会第 26 回定例会において新町建設計画の変更を決定した。

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生を受けて、平成 24 年 6 月 27 日に法律が改正され、合併特例債の発行期間が延長されたことから、町では平成 26 年度に新町建設計画を平成 32 年度までの 6 年間の期間延長を決め、変更作業に着手して現在に至っている。

### 【合併後の対応に対する評価】

①伊方町総合計画については、合併後直ちに計画の策定に着手したが、その後の町長交代で、策定期間が 1 年間遅れる結果となった。

なお、後期基本計画の策定作業については、平成 22 年度に予定通り終わることができた。

②伊方町新町建設計画の見直しについては、後期計画の見直しが 1 年遅れることになったが、大きな混乱もなく建設計画に掲げた事業を実施することが出来た。 ※各事業の実施状況については別に掲載。

③現在、法改正に伴う新たな対応として、計画期間延長のための見直し作業を行っているところである。

**【今後の課題と取り組み方針】**

平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、地方自治体における基本構想の法的な策定義務がなくなり、基本構想の策定及び議会の議決を経るかどうかは町の独自の判断に委ねられることになった。

そのため、現在の総合計画の計画期間満了の後、新たな総合計画を議会の議決を経て定めることにするならば、関係条例等の制定が必要となってくるため、平成26年度中に町の方針を決定するものとする。



## 6 地域審議会の取り扱い

合併時の調整方針	旧町の範囲ごとに、3つの地域審議会を設置する。
----------	-------------------------

### 【合併後の対応】

#### ①地域審議会の開催状況

(年間開催回数)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
伊方	1	2	2	2	2	3	2	1	1
瀬戸	2	2	2	2	2	3	2	1	1
三崎	1	2	2	2	2	3	2	1	1

②平成26年2月に開催した地域審議会において、「合併時に決定した10年間の地域審議会の設置期間は延長しない」ことを確認し、計画どおり平成26年度末をもって解散することが了承された。

なお、平成26年度においては年間3回開催し、新町建設計画の期間延長と必要な見直し作業を行ったうえで承認を得ることにしている。

### 【合併後の対応に対する評価】

これまで、新町建設計画の執行状況や新町のまちづくりについて積極的な意見が出され、地域審議会としての役割を十分に果たしてきた。

### 【今後の課題と取り組み方針】

新町全体のまちづくり計画等に関する住民参加の視点から、地域審議会に代わる新たな仕組みづくりの必要性について検討を行う。

## 7 特別職の身分の取り扱い

合併時の調整方針	報酬等については現行の報酬等をもとに調整する。
----------	-------------------------

※合併時に、旧伊方町の報酬額をもとに決定した。

### 【合併後の対応】

①平成 19 年 4 月 1 日 地方自治法の改正に伴い「助役」の名称を「副町長」に変更した。

②平成 22 年 5 月 8 日 地方自治法の改正に伴い「収入役」が任期満了となり、「収入役」は廃止となった。

③特別職の報酬については、平成 25 年 2 月 28 日に伊方町特別職報酬等審議会から、町議会議員の報酬改定について答申があった。

(答申内容) 議長の報酬を 5 千円引き上げ、  
副議長の報酬を 4 千円引き上げ  
議員の報酬を 4 千円引き上げ

(引き上げの理由) 現下の諸情勢を総合的に勘案した結果、改定することが妥当であると認めた。

④特別職報酬等審議会からの答申に対し、町長は町議会議員全員協議会へ報告し各議員の意向を確認したところ、増額に対する賛成者がなかったことから、条例改正案の提出を見送った。

⑤特別職の報酬については、合併時のままで現在に至っている。

### 【合併後の対応に対する評価】

平成 25 年 2 月の特別職報酬等審議会の答申については、民意との隔たりが残る結果となった。

### 【今後の課題と取り組み方針】

特別職の報酬については、社会情勢の変化に応じた適切な報酬額であるように、絶えず見直しを検討するものとする。



## 8 機構及び組織

合併時の調整方針	新町の組織機構については「行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。
----------	--------------------------------------

### 【合併後の対応】

- ①平成20年度総合支所の課を削減した。 6課→4課 (△2課)
- ②平成23年度に機構の見直しを行った。
  - 課の統廃合 本庁の課を削減 16課→13課 (△3課)
  - 総合支所の課を廃止 4課→0 (△4課)
  - 課長補佐の廃止により室を設置し室長を置き、係長を廃止
- ③平成26年度から再度の見直しについて庁内での検討に着手している。

### 【合併後の対応に対する評価】

平成23年度の見直しにより改革の目標は達成できた。

### 【今後の課題と取り組み方針】

国が進める「地方分権」や「地方創生」等の動きに対応するためには、行政組織の見直しが必要であるため、平成28年4月1日付けの機構改革を実現できるよう見直し作業に着手する。

なお、総合支所においては権限機能の低下及び職員数の減少などにより既に総合支所としての機能を有していないため、支所方式への移行を検討する。

## 9 使用料手数料（水道料金）

合併時の調整方針	3町の料金体系を存続させ、5年を目途に統一する。
----------	--------------------------

### 【合併後の対応】

平成20年4月1日から、旧伊方町の料金に統一した。

※料金の統一に伴い料金収入は年間約1,700万円の減収となった。

◆水道料金の変化（使用料10㎡あたりの料金） （単位：円）

旧町名	H14	H20	増減	増減率
伊方町	1,500	1,500	0	0
瀬戸町	1,900		△400	△21.0%
三崎町	2,040		△540	△26.5%

### 【合併後の対応に対する評価】

料金の統一を図るという目標は達成できたが、料金収入の減収に伴い現金預金の取り崩しと一般会計からの毎年約3,000万円の基準外繰入金により経営を維持しなければならない状況となり、経営の健全性が保たれているとは言い難い状況である。

### 【今後の課題と取り組み方針】

今後、施設の老朽化への対策に伴う新たな設備投資費用の増加に加え、人口減少に伴い利用者数の減少と料金収入の減少が見込まれ、また、現金預金の減少等の要因もあり、中期財政見通しでは基準外繰入金として約7,000万円が必要となる見込みである。

そのため、これまで以上に経費の節減努力を行う必要があると考えているが、対策は限界レベルに達しているため、経営の健全性を維持するための料金改定について検討を行うものとする。

## 10 消防団

合併時の調整方針	消防団は合併時に統合するものとし、団員は新町に引き継ぐ。
----------	------------------------------

※新町の消防団員定数を 764 名と定め、合併前の団員をそのまま引き継いだ

### 【合併後の対応】

①平成 21 年 1 月 1 日現在において、人口の減少と団員の高齢化が進み、消防団員が 678 人となり、定員に対し 86 人の欠員が生じたため、部の再編及び定員削減に向けた検討を始めた。

②平成 22 年 4 月 1 日付けで、部を 43 部 (△2 部)、団員定数を 654 人 (△110 人) に削減した。

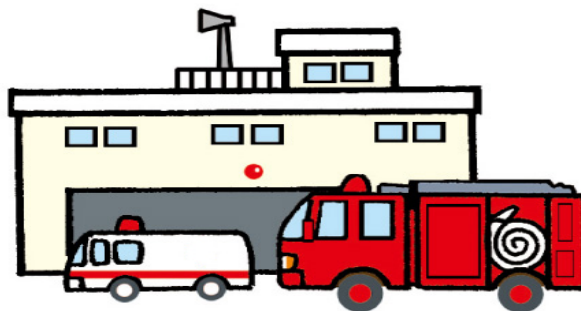
### 【合併後の対応に対する評価】

部の再編と定数削減により、団員確保が困難であった地域においては、消防力が向上した。

### 【今後の課題と取り組み方針】

今後、更に人口の減少と団員の高齢化が進展することが予想されるため、消防団 OB を活用した支援員制度の導入について検討を行う。

また、消防力の低下を招かないよう、地域の実情に応じた適切な組織体制が維持できるよう、平成 26 年度中に定数等の見直しを行う予定としている。



## 1 1 商工会

合併時の調整方針	それぞれの事情を尊重しながら、すみやかに統合が図られるよう調整に努める。 ※合併前に3町商工会からは「合併後5年以内を目標に統合するよう努める」との回答。
----------	--

### 【合併後の対応】

平成19年4月1日に伊方、瀬戸、三崎の3つの商工会が合併し、新たに「伊方町商工会」が発足した。

### 【合併後の対応に対する評価】

市町村合併から商工会の統合まで2年を要したが、調整方針どおり統合が実現できた。

### 【今後の課題と取り組み方針】

商工会をとりまく情勢を的確に判断し、町内商工業の活性化や地域社会の発展に貢献しながら、会員満足度の向上に努めることが出来るような商工振興事業等に対して、町としての必要な支援を行う。

## 12 区長会

合併時の調整方針	区長会は合併後すみやかに統一する。 報酬、補助金については統一時に調整する
----------	--

### 【合併後の対応】

①平成17年4月 合併に伴い区長会を統一した。

上記統一に伴い、区長報酬を改定

(伊方地域) 均等割 @75,000円 → 据え置き

世帯割 @ 650円 → 据え置き

(瀬戸地域) 均等割 @35,000円～65,000円 → 10%引き上げ

世帯割 @ 500円 → 550円 (+50円)

(三崎地域) 均等割 @36,000円 → 40,000円 (+4,000円)

世帯割 @ 485円 → 535円 (+50円)

地域割 @10,000円～15,000円→10,000円と15,000円

②平成18年4月 区長報酬の改定

(伊方地域) 均等割 @75,000円 → 据え置き

世帯割 @ 650円 → 据え置き

(瀬戸地域及び三崎地域)

均等割を2段階に統一 100世帯未満 @60,000円

100世帯以上 @70,000円

世帯割を統一 @600円

③平成19年4月 区長報酬の改定

(伊方地域) 均等割 @75,000円 → 据え置き

世帯割 @ 650円 → 据え置き

(瀬戸地域及び三崎地域)

均等割を統一 @65,000 円

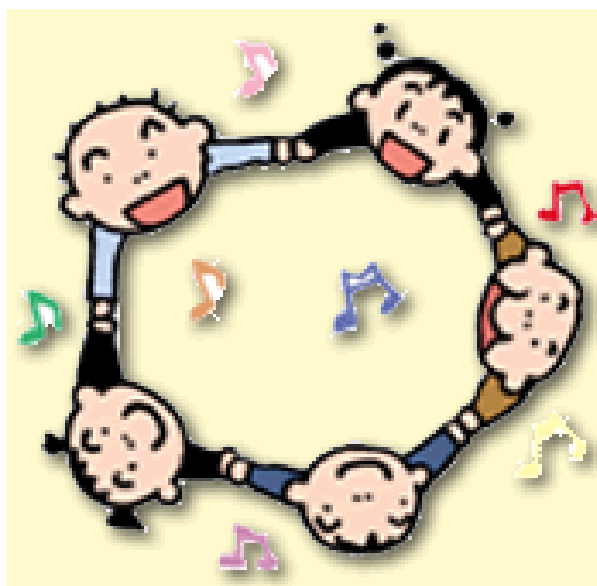
世帯割の改定 @600 円 → @650 円 (+50 円)

**【合併後の対応に対する評価】**

合併時に区長会を統一し、段階的に区長報酬の改定を行って報酬額の統一を図ってきたが、均等割の統一については、各集落に世帯数等の格差が生じているため、その統一については様々な意見があることから慎重に検討を行っている状況である。

**【今後の課題と取り組み方針】**

区長報酬の統一については、均等割の統一を残すだけとなり、作業は最終段階に至っているところであるため、合併10年を機に早急に統一を図ることとする。



### 1 3 慣行の取り扱い

合併時の調整方針	町章・花・木・憲章等については新町において検討委員会を設置し検討する。 名誉町民顕彰制度等については新町において検討する。
----------	--

#### 【合併後の対応】

- ・町章 平成 17 年 11 月制定
- ・町花（つわぶき） 平成 17 年 10 月制定
- ・町木（うばめがし） 平成 17 年 10 月制定
- ・町魚（アジ） 平成 17 年 10 月制定
- ・名誉町民顕彰制度 平成 17 年 10 月制定
- ・町民栄誉賞 平成 17 年 10 月制定
- ・町民憲章 未制定

#### 【合併後の対応に対する評価】

町民憲章以外のものについては、合併時の調整方針どおり制定することができた。

#### 【今後の課題と取り組み方針】

未だ未制定となっている町民憲章については、引き続き検討を行うものとする。

## 1.4 国民健康保険税の取り扱い

合併時の調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併時に伊方町の制度に統合する。(税率は据え置き)</li> <li>・ 合併後3年を目途に国保事業の健全かつ円滑な運営を確保することができる適正な税率を基準に統一するものとし、新町において段階的に調整する。</li> </ul>
----------	--

### 【合併後の対応】

- ①合併時に国保税の賦課方式及び軽減措置を伊方町の制度に統合したが、税率は旧町ごとの不均衡課税とした。
- ②平成20年度に税率を一本化し、不均衡課税の解消を図った。

### ◆国民健康保険税の変化 (医療分+介護分) (単位:円)

旧町名	H14	H25	増減	増減率
伊方町	56,132	64,623	8,491	15.1%
瀬戸町	55,429		9,194	16.6%
三崎町	86,706		△22,083	△25.5%

### 【合併後の対応に対する評価】

保険税の統一については、予定どおり合併後3年の経過とともに統一を図ることができた。しかし、国保財政については、合併後、被保険者数の減少や経済の低迷に伴って保険税収入が減少する一方で、保険給付費については横ばいもしくは微増の傾向にあるため、平成22年度以降は毎年赤字収支となっており、財政調整基金の取り崩しで収支バランスを確保している状況である。

平成21年度末において国保財政調整基金の残額が2億3千3百万円あったが、平成22年度以降は単年度実質収支が赤字続きとなったことから、平成25年度末には1億1千3百万円となり、4年間で半減した。



◆国保会計の収支及び財政調整基金の状況

年度	単年度収支（円）	基金取崩額（円）	基金残額（円）
平成 19 年度	△47,401,778	0	205,682,143
20	19,308,713	0	232,448,614
21	7,277,674	0	233,393,820
22	△76,925,058	25,000,000	208,977,304
23	△21,159,041	0	209,675,369
24	△7,707,249	15,000,000	195,287,423
25	△62,076,089	83,000,000	112,934,911

【今後の課題と取り組み方針】

平成 26 年度においても保険給付費は増加すると試算されており、引き続き赤字が見込まれる。そのため、財源不足額を財政調整基金からの繰り入れで対応する必要があり、基金は更に減少することが見込まれる。

そのため、恒常的な財源不足を補うために必要な財源の確保と経営の安定化を図るため、平成 27 年度からの保険税率の引き上げを検討する。



## 15 国民健康保険直営診療所

合併時の調整方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・国保直営診療所は現行のまま新町に引き継ぐ。なお、4診療所の運営にあたっては、新町において「診療所連絡会（仮称）」を設置して、本庁直轄管理のもとで経営方針等の一本化を図るものとする。</li><li>・三崎町が有する診療所の累積債務については新町に引き継ぎ、一般会計繰出金によって処理するものとするが、新町において財政運営に支障が生じないように調整するものとする。</li></ul>
----------	--

### 【合併後の対応】

#### （診療所連絡会の設置）

- ①平成20年度に、各診療所医師、診療所事務長、担当課長、担当室長を構成員とする「診療所連絡会」を立ち上げた。
- ②「診療所連絡会」は、毎年度1～2回開催し、各診療所間の連絡調整を図るとともに、地域医療について検討協議を行ってきた。
- ③診療所連絡会における新たな取り組みの成果等
  - ・高齢者の死亡原因の上位である肺炎に対する肺炎球菌ワクチン予防接種の実施にいち早く取り組んだ。
  - ・新型インフルエンザ対策に適切に対応できた。
  - ・診療報酬の改定にあたって、適切な処理ができた。
  - ・その他、医療機器の整備や職員体制の充実が図られた。

#### （累積債務の解消）

- ①三崎町から引き継いだ債務の額は、4億8千5百万円であった。

平成17年度から計画的に債務の削減に努めたが、平成19年度に一般会計繰入金3億2千7百万円により全ての債務を解消した。
- ②診療所の累積債務を解消する財源確保を目的に旧三崎町から引き継いだ「歯科医師住宅」については、平成22年9月に、10,706,000円で売却した。

### 【合併後の対応に対する評価】

(診療所経営について)

診療所連絡会での協議結果をふまえ、各診療所において経営改善等に取り組んだが、特筆する成果には至っていない。

(累積債務の解消について)

三崎町から引き継いだ累積債務については、10年間の計画期間に対して3年目において全ての債務を解消することが出来た。

### 【今後の課題と取り組み方針】

これまでは、合併前の4診療所及び出張診療所による診療体制を維持することで、地域医療のサービス低下を招かないように取り組んできた。

しかし、4診療所の経営状況は厳しく、合併後においては何れの年も赤字経営となっている。

これまで、人口の減少以上に患者離れが進んでいる診療所があるため、その原因を検証する必要がある、その検証結果をふまえて新たな地域医療体制の整備に向けた検討に着手するものとする。



## 16 伊方町振興基金

合併時の調整方針	・各町が設置する次に掲げる目的基金は、従前の例によるものとする。 『伊方町振興基金 3,100,000 千円』
----------	--

※伊方町振興基金については、合併後も旧伊方町の地域振興に必要な事業に要する経費の財源に充てるとされている。

### 【合併後の対応】

- ① 平成21年度に『伊方町地域振興基金活用検討委員会』を3回開催し、基金の活用方法について、次のとおり答申を得た。

#### (1) 伊方町振興基金の活用期間

基金の活用については、中長期的な視点で活用されるべきであり、現時点では需要に応じた額にとどめ、残額については将来に対する備えとして引き続き保有すべきである。

#### (2) 伊方町振興基金の使途について

##### ア. 地区自治活動に対する助成金の財源としての活用

地区自治活動に対する新たな助成制度の財源として活用する。

##### イ. 公共下水道事業加入促進のための活用

公共下水道整備事業は、伊方地域においてのみ実施している大規模な事業であり、完成後は基金財源を活用して受益者負担の軽減を図り、もって加入率の向上を図ることとする。

##### ウ. 将来の有事に対する備えとして保有する

近い将来に起こるとされている南海地震等、有事の際に必要な財源として一定額は保有するものとする。

② 検討委員会の答申を受けて、平成21年度に新たに創設された「ふるさとづくり自治活動推進基金」の財源として、680,000千円を伊方地域の各地区に上乘せ（1世帯当たり138,500円）して配分する財源として活用した。

③伊方町振興基金の収支

(単位:千円)

区 分	金 額	備 考
合併時に引き継いだ額	3,100,000	
取り崩した額	680,000	平成21年度取り崩し
積み立てた額	63,850	預金利息
基金残高	2,483,850	平成25年度末現在

【今後の課題と取り組み方針】

伊方町振興基金については、今後も伊方地域の振興のために活用されることになるが、検討委員会の答申によれば、公共下水道整備事業の完成後において基金財源を活用して受益者負担の軽減と加入率の向上を図ることを目的として活用される見通しである。

公共下水道事業については、平成27年度に全ての工事を完成し、平成29年4月1日から新たな下水道料金の適用を目指していることから、平成28年度末までには伊方町振興基金の具体的活用額について検討が必要となる。